

第43号議案

東大和市都市公園条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年6月5日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市都市公園条例の一部を改正する条例

東大和市都市公園条例（平成10年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条の7第2項中「昭和31年政令第290号」の次に「。以下「令」という。」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（運動施設の敷地面積の基準）

第1条の8 令第8条第1項に規定する運動施設の敷地面積に係る条例で定める割合は、100分の50とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。